

## 【妊婦支援給付金1回目についてQ&A】

**Q**所得制限はありますか？

**A**所得制限はありません。

**Q**双子を妊娠しました。妊婦支援給付金1回目として10万円受け取ることができますか。

**A**妊娠支援給付金1回目については、多胎児妊娠の場合も5万円の支給となります。なお、妊娠支援給付金2回目は、5万円×胎児の数（双子は10万円）を支給します。

**Q**妊娠届出後に、人工妊娠中絶・流産・死産となりました。妊婦支援給付金1回目の支給を受けることはできますか。

**A**妊娠に着目した支給のため、流産・死産の場合も支給の対象となります。

母子手帳が交付される前に流産や人工中絶等をしている場合でも、流産等の前に医師の胎児心拍の確認及び妊娠していた胎児の数を証明する診断書等の提示により妊娠支援給付認定及び給付金の給付が可能です。

**Q**妊娠届の際に体調不良などで妊婦本人が行けないときは、申請はできますか。

**A**妊婦本人からの委任状が必要になります。

**Q**DV（ドメスティックバイオレンス）などにより、やむを得ず、住民票を元の市町村から異動させずに別の市町村に避難しています。この場合どこに申請をすればよいですか。

**A**住民票所在地の市町村が、妊婦給付認定申請を受け、妊婦給付認定を行い、妊婦給付認定者として支給することになります。

**Q**妊娠届を提出し甲斐市で面談を受け、その後、他の市町村へ転出しました。この場合どちらの市町村へ申請をすればよいですか。

**A**原則として申請時に住民票がある所での給付となりますので、転出時給付認定申請が未届けであれば、転出先市町村へ申請をしてください。

**Q**申請（届出）期限はありますか。

**A**胎児の心拍が医療機関において確認され妊娠が確定した日（受診日）から2年です。しかし早めに申請をしましょう。